

本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

(株式の取扱い)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する手続及びその手数料については、一般の慣行を参酌して取締役会で定める。

(基準日)

第12条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。

前項その他定款に定めがある場合のほかに必要な場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、株主又は登録株式質権者の権利を行使することができる者とみなすことができる。

### 第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集時期)

第13条 定時株主総会は、毎年6月これを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の要件)

第17条 株主総会の特別決議（会社法第309条第2項に規定する決議をいう）は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。前項以外の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。

### 第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。

取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発する。

(取締役会の決議の省略)

第22条 本社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬等（会社法第361条に定める報酬等をいう）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任軽減)

第24条 本社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。

本社は、社外取締役との間に、その責任について、1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう）を締結することができる。

(執行役員)

第25条 取締役会の決議によって執行役員を定め、本会社の業務を分担して執行させることができる。

取締役会の決議によって代表取締役の中から社長を選定するほか、副社長執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の選任)

第26条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。